

日本物価連動国債ファンド

当社は、9月5日に「日本物価連動国債ファンド」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

1. ファンドの特色



1 わが国の物価連動国債に投資します。

※物価連動国債以外の国債に投資することがあります。

◆運用にあたっては、以下の分析に基づいてポートフォリオを構築します。

- 物価・金利分析
- 金融・財政政策分析
- ファンダメンタルズ分析
- 利回り曲線の分析
- 個別銘柄の割高・割安分析 等

◆運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、国債の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

物価連動国債とは

- 物価の動きに連動して元本額と利子額が増減する国債です。
 - ・発行後に物価が**上昇**すると、その上昇率に応じて元本額が**増加**します。
 - ・発行後に物価が**下落**すると、その下落率に応じて元本額が**減少**します。
 - ・利率は発行時に固定されていますが、元本額が物価の動きに連動して変化するため、受取る利子額も物価の動きに連動して増減します。

※基準となる物価は、総務省により毎月公表されている「全国消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数)」です。
- 償還額は、償還時の元本額となります。
 - ・物価が下落した場合、償還額が発行時の元本額を下回ることがあります。ただし、2013年10月以降に発行される物価連動国債には、償還時の元本保証が行なわれる予定です。(投資者の投資元本が保証されるわけではありません。)
- 利払いは年2回行なわれます。
- 譲渡制限の規定があるため、個人投資家が直接購入することはできません。

※物価連動国債は2008年8月を最後に新規発行が取り止められています。2013年10月から発行が再開される予定ですが、今後の発行状況によっては、物価連動国債による運用が困難となる場合があります。

物価連動国債の元本額と利子額の変動のイメージ

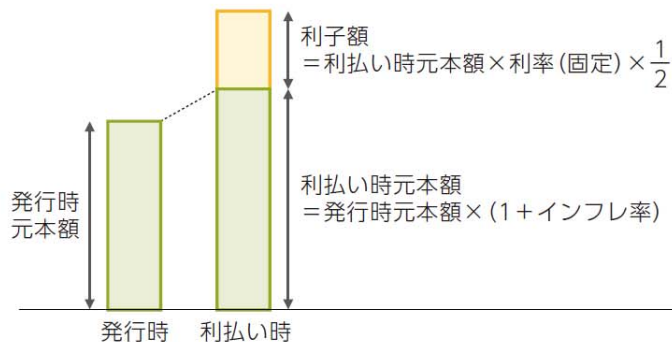
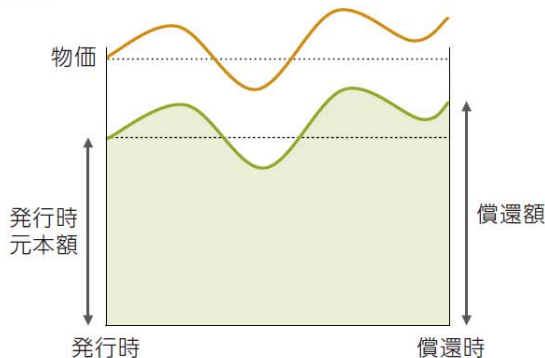
● 物価連動国債の元本額と利子額は、物価の動きに連動して増減します。

[元本額の変動のイメージ]

[利子額の変動のイメージ]

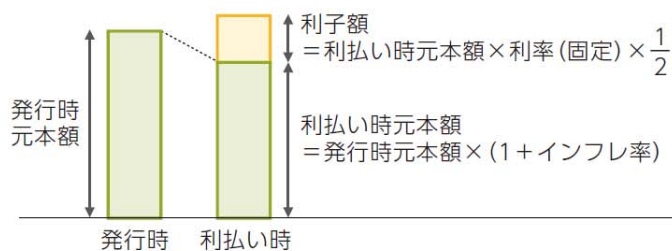
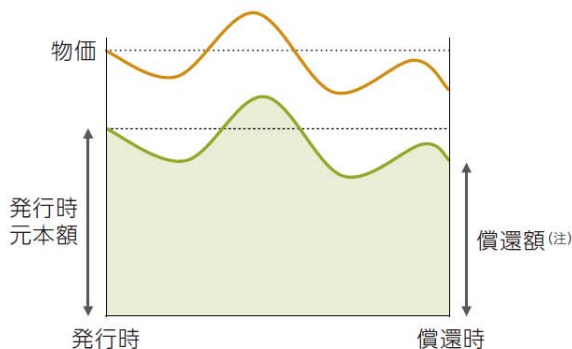
1 償還時の物価が発行時より上昇した場合

1 利払い時の物価が発行時より上昇した場合



2 償還時の物価が発行時より下落した場合

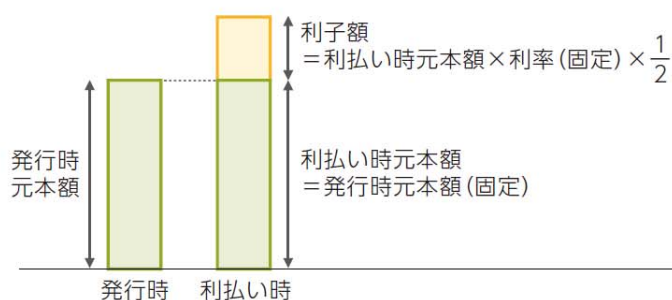
2 利払い時の物価が発行時より下落した場合



(注) 物価が下落した場合、償還額が発行時の元本額を下回ることがあります。ただし、2013年10月以降に発行される物価連動国債には、償還時の元本保証が行なわれる予定です。(投資者の投資元本が保証されるわけではありません。)

(ご参考) 通常の利付国債

(ご参考) 通常の利付国債



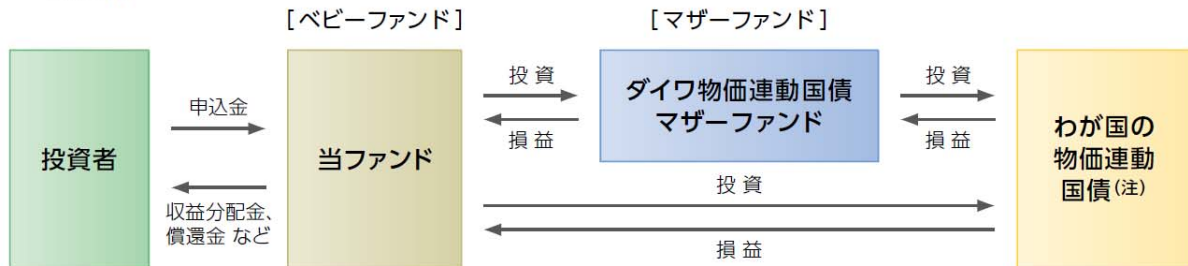
※ 上記はイメージであり、実際の元本額、利子額とは異なります。また、投資成果を示唆または保証するものではありません。

※ 元本額と利子額は、各時点の約3か月前の物価指数をもとに計算されます。そのため、直近の物価の動きが物価連動国債の元本額や利子額に反映されるのは約3か月後になります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、ベビーファンドからわが国の物価連動国債への直接投資を行なうことができるものとします。



(注) 物価連動国債以外の国債に投資することがあります。

- マザーファンドの受益証券および国債の組入比率の合計は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2 毎年3月10日および9月10日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注) 第1計算期間は、平成26年3月10日(休業日の場合翌営業日)までとします。

[分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、経費控除後の配当等収益等の中から分配することをめざします。ただし、基準価額の水準等を勘案し、売買益等も含めて分配を行なうことがあります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

2. 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

公社債の 価格変動など (価格変動リスク・ 信用リスク)	金利の低下および市場が予想する将来のインフレ率の上昇は、物価連動国債の価格の上昇要因となります。また、金利の上昇および市場が予想する将来のインフレ率の低下は、物価連動国債の価格の下落要因となります。 価格変動に加えて物価連動国債には、物価上昇によって元金額と利払い額が増加する可能性、物価下落によって元金額と利払い額が減少する可能性があります。 物価連動国債は、通常の利付国債に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。 公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
債券先物取引の 利用に伴うリスク	債券先物の価格は、金利の動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落、または先物を売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

3. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																	
購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は、 1.05%*(税抜1.0%) です。 *消費税率に応じて変更となることがあります(消費税率が8%になった場合は、 1.08% となります。)																
信託財産留保額	1万口当たり換金申込受付日の基準価額の 0.1%																
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																	
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して 年率0.6195%*¹(税抜0.59%) 以内 ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。 前記の運用管理費用(年率)は、各月ごとに決定するものとし、各月の第1営業日から各月の翌月の第1営業日の前日までの当該率は、各月の前月の最終5営業日におけるわが国の無担保コール翌日物レートの平均値に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。 無担保コール翌日物レートの平均値が イ. 0.5%未満の場合 年率0.4095%* ² (税抜0.39%) ロ. 0.5%以上1%未満の場合 年率0.5145%* ² (税抜0.49%) ハ. 1%以上の場合 年率0.6195%* ² (税抜0.59%)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>[運用管理費用の配分]</th> <th>(委託会社)</th> <th>(販売会社)</th> <th>(受託会社)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前イ.の場合</td> <td>年率0.16%(税抜)</td> <td>年率0.20%(税抜)</td> <td>年率0.03%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>前ロ.の場合</td> <td>年率0.21%(税抜)</td> <td>年率0.25%(税抜)</td> <td>年率0.03%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>前ハ.の場合</td> <td>年率0.25%(税抜)</td> <td>年率0.30%(税抜)</td> <td>年率0.04%(税抜)</td> </tr> </tbody> </table>	[運用管理費用の配分]	(委託会社)	(販売会社)	(受託会社)	前イ.の場合	年率0.16%(税抜)	年率0.20%(税抜)	年率0.03%(税抜)	前ロ.の場合	年率0.21%(税抜)	年率0.25%(税抜)	年率0.03%(税抜)	前ハ.の場合	年率0.25%(税抜)	年率0.30%(税抜)	年率0.04%(税抜)
	[運用管理費用の配分]	(委託会社)	(販売会社)	(受託会社)													
	前イ.の場合	年率0.16%(税抜)	年率0.20%(税抜)	年率0.03%(税抜)													
前ロ.の場合	年率0.21%(税抜)	年率0.25%(税抜)	年率0.03%(税抜)														
前ハ.の場合	年率0.25%(税抜)	年率0.30%(税抜)	年率0.04%(税抜)														
※上記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。 *1 消費税率に応じて変更となることがあります(消費税率が8%になった場合は、 年率0.6372% となります。) *2 消費税率に応じて変更となることがあります(消費税率が8%になった場合は、以下の率となります。) 無担保コール翌日物レートの平均値が イ. 0.5%未満の場合 年率0.4212% ロ. 0.5%以上1%未満の場合 年率0.5292% ハ. 1%以上の場合 年率0.6372%																	
その他の費用・手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。																

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

4. ご参考

ファンド名	日本物価連動国債ファンド
購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額(1万口当たり)

換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	平成25年9月5日から平成26年12月3日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
設定日	平成25年9月5日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	平成25年9月5日から平成35年9月8日まで 受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・わが国の物価連動国債による運用が困難となった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年3月10日および9月10日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、平成26年3月10日(休業日の場合翌営業日)までとします。
収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	500億円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です(平成26年1月1日以降)。 なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。
販売会社	横浜銀行
受託銀行	三井住友信託銀行

5. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書(交付目論見書)」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上